社会福祉法人群馬県社会福祉協議会会員規程

昭和30年３月26日制定

平成30年６月22日全部改正

（趣　旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第３５条第３項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めるものとする。

（会　員）

第２条　会員は、正会員と特別賛助会員とする。

（正会員）

第３条　正会員は、本会の趣旨・目的に賛同する者で、次の各号の一に該当するものとする。

（１）市町村社会福祉協議会

（２）郡社会福祉協議会

（３）民生委員・児童委員

（４）社会福祉施設

（５）社会福祉団体

（６）社会福祉に理解と熱意のある団体

（特別賛助会員）

第４条　特別賛助会員は、本会の趣旨・目的に賛同する個人または団体等とするものとする。

（入　会）

第５条　本会に入会しようとする者は、入会申込書を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

２　前項により申込みがあったときは、入会の可否につき、理事会の議を経て入会を承認する。

（会　費）

第６条　会員は、会費または分担金（別表）を納入しなければならない。

２　会費及び分担金の額は、理事会において定める。

（退　会）

第７条　会員は、次の場合には退会したものとする。

（１）退会の申出があったとき

（２）解散又は死亡したとき

（３）継続して２年以上会費を納入しなかったとき

（除　名）

第８条　会員が本会の名誉を毀損し、又は趣旨・目的に反する行為をした場合は、理事会の議を経て、これを除名することができる。

（会費等の不返還）

第９条　既に納入した会費については、過誤納による場合を除くほか、年度の中途において退会した場合、又は除名した場合であっても、これを返還しないものとする。

（委　任）

第10条　この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成３０年６月２２日から施行する。

２　現にこの規程施行の日以前から会員であるものについては、この規程に基づき入会したものとみなす。

群馬県社会福祉協議会会費一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員  の  種類 | 区　分 | | 会　費 | 備　考 |
| 正　　　　　会　　　　　員 | 市町村社会福祉協議会 | | 人口１人  ３円３３銭 | ※当該年度の  前年８月１日現在の異動人口調査  ※被生活保護人員除く  ※県統計課資料 |
| 郡社会福祉協議会 | | ５，５００円 |  |
| 民生委員・児童委員 | | 〔１人あたり〕  ３００円 | ※群馬県民生委員児童委員協議会からの分担金 |
| 社会福祉施設  〔１カ所〕 | 母子生活支援施設 | ５，０００円 |  |
| 保育所  認定こども園 | ３，５００円 | ※認定こども園は類型を問わない |
| 上記以外の施設 | ５，５００円 |  |
| 社会福祉団体 | | ５，５００円 |  |
| 社会福祉に理解と熱意のある団体 | | ５，５００円 |  |
| 特　別　賛　助　会　員 | | | １０，０００円 |  |